

平田国学による祭祀の創意とその波紋

——『毎朝神拝詞記』・『玉櫛』を例に——

中川 和明

はじめに

平田国学による祭祀は、どのようなものであろうか。

塾が刊行した書籍の中で、祭祀関係の主要なものは『毎朝神拝詞記』と『玉櫛』である。『毎朝神拝詞記』はもともと、門人個人に向けたものであった。現代的な用語では「家庭祭祀」ということになる。また、『毎朝神拝詞記』を注解したものが『玉櫛』である。江戸市井の無名の小さな学派であった頃から、篤胤は門人に向けて毎朝の神拝について熱心に説いていたのであった。

ところで、平田国学の祭祀といえば、明治初頭の神祇行政のことを連想することであろう。確かに、矢野玄道

の建白には祭政一致も説かれていた。明治初頭に平田派の人物が行政に参画している。しかし、同学派の考えが新政府にそのまま採用されていたわけではない。神祇行政は一学派の問題ではなく、維新政権の行為であって、多くの政治勢力の複雑なせめぎ合いを経て現実化していたのである。明治初頭の神祇行政を検討しただけでは、平田国学の祭祀を説明することはできない。そこで、本稿が注目するのは近世後期から平田塾が熱心に出版していた『毎朝神拝詞記』・『玉櫛』といった祭祀関係の書籍である。これらは篤胤生前から出版を開始し、明治期まで改訂しながら出版していたものである。『毎朝神拝詞記』・『玉櫛』の成立・流布・影響を検討することなしに、平田国学の祭祀の歴史的な位置を説明することは困難であ

るように思われる。

次に、先行研究について触れておきたい。第一に、『毎朝神拝詞記』である。三木正太郎「神道思想と信仰生活——『毎朝神拝詞記』を中心として——」（同『平田篤胤の研究』第三章第六節、神道史学会、一九六九年五月）は、明治期に大幅に改訂された『毎朝神拝詞記』を無批判に用いて、篤胤生前の神拝を論じており再考が必要である。渡辺寛「平田篤胤の毎朝神拝詞記」（『高原先生喜寿記念皇学論集』所収、一九六九年一〇月）・同「平田篤胤の毎朝神拝詞記・追補」（『神道史研究』、一九七一年一月）の両論文は、『毎朝神拝詞記』の刊行年に誤りがあるので注意が必要である。櫻井治男「宣長の一日を読む——生活の中の古典と実践——」（平成一七年度鈴屋学会公開講演会資料）は、宣長と篤胤の毎朝の神拝を比較対照していて参考になる。

第二に、『玉櫛』であるが、小林健三「玉たすきの考察」（『平田神道の研究』所収、古神仙法教本庁、一九七五年一〇月）は篤胤自筆稿本に言及している。宮城公子「平田篤胤と民俗的世界——『玉櫛』をめぐる——」（『幕末期の思想と習俗』所収、ぺりかん社、二〇〇四年一二

月）は、『玉櫛』に民俗信仰の影響をみる。吉田麻子「平田篤胤の『古今妖魅考』の出版事情」（『知の共鳴 平田篤胤をめぐる書物の社会史』、ぺりかん社、二〇一二年）二七〇～二七四頁「玉櫛の上木」で、玉櫛の六巻・七巻の上木について論じている。遠藤潤（『平田国学と近世社会』、ぺりかん社、二〇〇八年二月）では、『玉櫛』巻一〇の先祖祭祀を一九世紀の社会との関係においてとらえた。本稿では、『玉櫛』は長い期間をかけて紆余曲折を経へて広まり、様々な波紋を広げたことに注目したいと思う。

第三に、『玉櫛総論追加』についてである。山田雄司「崇徳天皇神霊の遷遷」（大濱徹也編『近代日本の歴史的位相 国家・民族・文化』所収、一九九九年一月、一一頁）は、『玉櫛総論追加』に言及し、これを篤胤の著作として扱っている。後述するように、これは延胤の著作であり、従来の説は再検討が必要である。『玉櫛総論追加』の歴史的な位置づけについて見直してみなくてはならない。

以上の研究史を踏まえて、本稿では、『毎朝神拝詞記』とこれを注解した『玉櫛』が、かなり複雑な過程を経て、世間に流布して様々な影響を与えていったことを重視する。平田塾の書籍の刊行年について平田篤胤関係資料の

公開で明らかになったため、塾の書物・出版に関する本格的な研究が可能となった。両書の成立と流布を中心に検討していくことで、平田国学による祭祀が果たした歴史的な役割について再検討していきたい。なお、平田塾の刊行物の刊行年月については、「平田塾刊本目録」（特別展図録『明治維新と平田国学』七三頁）を参照していただきたい。本稿では、『国立歴史民俗博物館研究報告』を『歴博研究報告』と略記した。

一 実践の書としての『毎朝神拝詞記』

（一）新規入門者への配布

文化元（一八九四）年、篤胤は江戸に塾を開設した。初期平田塾の様子については、現存する史料が限られていて、塾の日記も残っているのは文政年間からである。そのため、『毎朝神拝詞記』を書き始めた時期については、「我が父の。此レの神拝詞記を。始めて撰つくまれたるは。去こし文化の初メ頃なりしが。」（嘉永版『毎朝神拝詞記』の鍔胤跋文）が唯一の記録である。『毎朝神拝詞記』が文化年間の初期に遡るといふ。これは毎朝の神拝の仕方を記

した実践的なものといふことができる。江戸市井の無名の私塾の時代から『毎朝神拝詞記』は書き始められていたのである。文化一三年、「毎朝神拝詞記刻成」（大壑君御一代略記）とあるように、刊行年ははっきりしている。

さらに、文化一三年三月一五日付藤田有成宛篤胤書簡（『平田篤胤研究』八四七頁）には、次のような記述がみられる。すなわち、

此度神拝詞記上木、門人にて致し候間、一本進上いたし候、尤も是は売本にては無之、門人へ計り示し候ものなること、跋文に記し置候通りの訳に御座候、夫御心得にて、至て篤志の人へは、門人ならずとも御見せ被成候ことは格別に御座候……

とある。基本的に門人のための著作であったことがわかる。但し、文化一三年版の『毎朝神拝詞記』はあまり残っていない。下つて文政期であるが、文政八年九月一日付業合大枝宛鍔胤書簡『書簡研究』一所収）には、

此度坪田美織主杉山此面主玉中玄良主御入門有之度趣二而御誓紙も被差越（中略）、拟又新門入之方々へ是迄定例之事二候得者神拝式一ツ大元図壺枚ツ、進上いたし候。則式三帖図三枚差上候間、宜御取計

可被下候。扱又此以前御入門之御方へも相贈り候二ハ相覚候得共、若も其事失念ニ打過居候ハ、后便ニ可被仰下候。

とある。新規の入門者に対して、通例の通り『毎朝神拝詞記』を送るという。この書籍は平田塾の他の刊行物とは違つて、入門の段階で所持し、毎朝実践するものであつた。平田塾の刊行物の中でこうした扱いをしている書籍はあまりない。『毎朝神拝詞記』を特別に重視していたことが窺われるであらう。

(二) 文政年間の増訂と帙入本・略製本の別

服部中庸は文政六年一〇月一六日付本居大平宛書簡の別啓において、藤井高尚の話を報告して、「藤井高尚申候ハ厚胤ハ殊之外之信心者ニて毎朝神拝をいたし候事誠ニ叮嚀成事ニて其奇特有之候」(版本『毀誉相半書』所収)と述べている。篤胤は毎朝の神拝の実践に大変熱心であるという。この証言はたいへん重要なものである。先に、平田塾では文化一〇年刊『靈能真柱』に附された出版広告で毎朝の神拝の重要性を述べているが、実際に篤胤自身もそれを実践していたということにならう。

平田塾では、文政七年に「〇毎朝神拝詞ヲ増訂シテ」(「大壑君御一代略記」)とあるように、増訂して刊行する準備を始めている。文政一二年二月一〇日、「此頃、神拝詞の板下校合する」(第二二集五五頁)とある。文政一二年一月三日「再刻神拝式摺立」(渡辺金造「平田篤胤研究」日記篇一〇九〇頁)とあり、摺立が開始された。こうして文政一二年一月に『増訂毎朝神拝詞記』が刊行されたのであつた。

文政一三年に「〇毎朝神拝詞記増訂刻成。」(「大壑君御一代略記」)とあるが、実際には、前年の文政一二年一の刊行と考えられる(「平田塾刊本目録」)。文政の増訂にあつて、新たに文政一二年二月二五日付で下総国香取郡金杉常長の跋文も追加されているのである。この金杉は平田門人の一人である。折本『改正再板 毎朝神拝詞記』(浜松市立賀茂真淵記念館所蔵、国文学研究資料館紙焼参照、F1718)巻末に、製本所として「江戸日本橋通一丁目 須原屋茂兵衛/橋屋平兵衛/同 日本橋通二丁目 野田七兵衛」と印刷されている。江戸で製本されたのである。

また、天保三年正月一日付業合右仲・志賀源内・玉

【表1】『改正再板毎朝神拝詞記』と
 版本『玉櫛』の関係

毎朝神拝詞記の目録		版本『玉櫛』
		巻1
		巻2
1	拝龍田神風神詞	巻3
2	拝天日御国詞	
3	拝月見国詞	
4	拝伊勢両宮詞	
5	拝吾妻三社詞	巻4
6	拝出雲大社詞	
7	拝大和三社詞	
8	拝常陸両社詞	
9	拝伊豆雲見社詞	
10	拝尾張熱田宮詞	巻5
11	拝二荒山大神詞	
12	拝当国一宮詞	
13	拝当所鎮守詞	巻6
14	拝家之神棚詞	
15	拝祓処神等詞	
16	拝塞神等詞	
17	拝思慮神等詞	巻7
18	拝大宮能壳神詞	
19	拝屋船神詞	
20	拝御年神等詞	巻8
21	拝竈神等詞	
22	拝水屋神等詞	
23	拝守廁神詞	
24	拝古学神等詞	巻9
25	拝先祖霊屋詞	巻10

中玄良宛鏡胤書簡（『書簡研究』三）には、
 先頃申上候毎朝神拝式訂正本早速差上申度候所小子
 旅行かち二罷在何か行届不申延引いたし候。今般帙
 入二部略製之方四部差上候間、帙入ハ業合君玉中君
 御所持可被下候。志賀君へハ先頃差上申候。外四ツ
 も帙入之方差上度候へ共今便間二合兼候間、龜候な
 から差上申候。小谷小神杉山松末四君へ御贈可被下
 候。
 とある。『毎朝神拝詞記』には、本式のものとは略式のもの
 があるという。本式のものというのは帙入である。なお、

『毎朝神拝詞記』の略製本については、『気吹舎日記』天
 保三年七月三日のところにも、「備前連中へ玉だすき十部
 書状添出す、玉中へ向ヶ京都へ出、石摺二ツ・神拝略本
 三部添」（『歴博研究報告』二八集五四頁）とみえる。塾で
 は略本を度々備前の門人に送っていたのである。

篤胤晩年に書かれた写本『大聲平先生著撰書目』（『平
 田篤胤著述目録』四八頁）に触れておきたい。この中で、
 『毎朝神拝詞記』一冊についての解題があり、「此は我な
 み門生の徒に、日々に必拝すべき神々、また先祖の祭屋
 に白す詞を教へ示され、且その拝式をも記されたれば、
 古学の徒一日も闕べからざる物なり。」と記されている。

この神拝詞記が門人向けの著述であることがわか
 るであろう。朝の神拝を欠かしてはいけないとし
 ている点にも注目すべきである。

この増訂『毎朝神拝詞記』の神拝の項目をあげ
 ると、【表1】のようになる。祝詞の形式で毎朝
 読み上げるといふものである。【表1】には、後
 述する版本『玉櫛』との関係も分かるようにして
 おいた。関東をはじめ東日本の神社がやや多くな
 っているように思われるが、これは篤胤が江戸に

住んでいたためと思われる。江戸在住の立場が無意識に反映されているのであろう。

(三) 故篤胤赦免後の『毎朝神拝詞記』改版と「古風の拜式」

篤胤が死去したのは天保一四年閏九月であつた。それから数年後、嘉永二年に故篤胤が赦免となつた。塾側では早速、『毎朝神拝詞記』の改版を進めた。例えば、嘉永三年三月付の神祇伯資敬王の跋文（平田延胤謹臨写）を新たに追加して、嘉永四年四月に改版刊行した。この神祇伯資敬王の序文では、「古風の拜式を教へたる毎朝神拝詞記といふ物」と説明されている。篤胤によつて古代の拜式が復原されたというのである。その後、嘉永四年六月二〇日付業合大枝宛鋏胤書簡（『書簡研究』二）には、

毎朝神拜式ハ兼々蔵板ニ有之候所、近來夥く摺立磨減も出来、且昨年 神祇伯王之御はし書も出来二付、今般改正新刻いたし候間、一状差上申候。

とある。故篤胤赦免後の早い段階に改版しているように、塾側はこの書籍をたいへん重視していた。神拝を扱う書籍なので、神祇伯資敬王の序文を追加することは重要な

ことであつた。右の書簡に「今般改正新刻いたし候間、一状差上申候」とあるが、増訂『毎朝神拝詞記』が有料か無料かについては、明確ではない。

(四) 地方の平田門人による受容と変容

平田塾が頒布した『毎朝神拝詞記』はどのように受容されたのであろうか。塾が全国の門人などに送つていた様子は、日記・書簡などからよくわかる。盛岡藩の菊池正古は、篤胤生前の門人である。江戸で医学を学ぶために遊学し、その際、文政一三年一二月三日に平田塾に入門した。本業は医者であるが、盛岡藩における平田国学の中心人物である。「菊池正古年譜」が地元の研究家小原無学¹⁾によつて書かれていて参考になる。菊池は篤胤没後、弘化元年七月一日秋田で篤胤の墓参りをするなど熱心な門人であつた。

この菊池が『毎朝神拝詞記』（写本）を著していて、刊行されたものではないが、序文（安政五年一月及川恒信、菊池門人）と跋文（弘化四年の菊池正古跋）も添えられている。跋文の年から、この『毎朝神拝詞記』成立は弘化四（一八四七）年と考えられる。菊池によれば、篤

【表2】菊池正古の『毎朝神拝詞』

No.	毎朝神拝詞の項目
1	大和国の方に向ひて。
2	天つ日に向ひ。
3	西方に向ひ。
4	伊勢国の方に向ひ。
5	常陸国下総国の方に向ひ。
6	出雲国の方に向ひ。
7	大和国の方に向ひ。
8	常陸国の方に向ひ。
9	伊豆国の方に向ひ。
10	尾張国の方に向ひ。
[11]	当国一宮の方に向ひ。。
[12]	当所の鎮守神の方に向ひ。
[13]	家に斎き奉る神等の神棚の前に向ひ。
[14]	別に手を拍ち
[15]	別に手を拍ち
[16]	別に手を拍ち
[17]	別に手を拍ち
[18]	別に手を拍ち
[19]	井トコロヲ座処神の御前に向ひ。
[20]	田寄神の御前に向ひ。
[21]	竈神の御前に向ひ。
[22]	水屋の神の御前に向ひ。
[23]	金神の方に向ひ。
[24]	廁の方に向ひ。
[25]	学問の神に向ひ。（八意思兼神、忌部宿祢神、太朝臣神。菅原朝臣神。岡部大人、本居大人、平田大人、久延毘古命）
[26]	代々の祖等の霊屋に向ひ。

胤の『毎朝神拝詞記』に加筆訂正して作成したものであるという。【表2】は、菊池の『毎朝神拝詞』の項目をまとめたものである。写本のままであったので、菊池とその門人が毎朝の神拝に用いていたものと考えられる。最大の特徴は、篤胤没後、学問の神として新たに篤胤を毎

朝神拝の対象として追加したことである。平田塾では、篤胤没後に改訂の機会はあったが、『毎朝神拝詞記』の中では、篤胤を毎朝の神拝の対象には加えていない。そのことからすれば、菊池の『毎朝神拝詞』は平田派による祭祀の受容と変容を考察するうえで、たいへん貴重なものということになる。これは菊池の晩年の仕事であった。慶応三年二月一二日菊池が死去すると、盛岡藩の平田国学も下火となった。菊池の『毎朝神拝詞』がどれほどの広がりを持っていたのかは明確ではない。その他、盛岡藩以外でも、平田門人が篤胤の『毎朝神拝詞記』にならって、独自に毎朝の神拝の次第を定めていた可能性もある。

（五）明治初期の改訂と平田国学の近代

平田塾は、大幅に改訂したものを明治七（一八七二）年二月に出した。明治六年一二月付の鋳胤跋文があり、その中に「徳川氏執政中ハ。其俎ニテ用ヒ来レルガ。御維新ニ就テハ。改正スベキ事ナレバ。其詞ドモ書取テ。伺出

タル二。」とある。明治を迎えて内容を改訂する必要が生じたというのである。改訂箇所の特徴であるが、「拝皇居事」や「拝神武天皇詞」を追加し、逆に「拝二荒山大神詞」を削除したことなどである。近代の状況に合わせた改訂であつたといえよう。既に幕府はなく、二荒山大神を祭る必要性が薄れたのである。拝皇居事・「拝神武天皇詞」のような天皇を毎朝の祭祀の対象とすることは江戸時代までにはなく、明治期の大きな特徴である。このように大幅な改訂を行って刊行されていた。維新を迎えて改訂が必要になったというのは、平田塾の他の多くの書籍も同様であつたが、実際に大幅に手を入れているのはこの『毎朝神拝詞記』のみだと考えられる。毎朝神拝の実践が如何に重要であつたかがわかるであろう。

なお、明治一四年六月一四日翻刻御届の『毎朝神拝詞記』も刊行されるが、内容は明治七年版と同じである。刊記に「原版主 平田篤胤鋳胤／翻刻出版人 東京府平民内田芳兵衛 日本橋区通二丁目一五番地」とあるように、平田塾が出したものではない。明治一〇年代になって再刊されるなど実用的な書籍とみられていたのである。

二 篤胤生前・没後における『玉樺』

(一) 講釈本『玉樺』の起稿

『毎朝神拝詞記』を注解したものが講釈本『玉樺』である。文化八年に「玉多須喜等講本次々成レリ。」（「大壑君御一代略記」）とあるように、草稿の執筆も進んだ。先に触れた『毎朝神拝詞記』の執筆開始は文化年間の始め頃であるから、『玉樺』の執筆はそれよりかなり遅れていたことになるであろう。文化一〇年刊行の篤胤著『靈能真柱』巻末の出版広告に、「たまだすき 三巻追刻」として続刊の予定を記している。すなわち、

此書は、日々に必ズ拝すべき、神々に申奉る詞を本文となし、それにつけて、その神々の御伝、及び神拝の心得かた、また先祖の祭りかた、世に在る人の、今日の心得大概を記したる書なり、「菅能屋先生著述書目」（谷省吾『平田篤胤の著述書目』四一頁）とある。この中で、「神々に申奉る詞」とは『毎朝神拝詞記』のことである。このように文化年間に、追刻予定を世に宣伝していたのである。文政七年には、「〇毎朝神拝

詞ヲ増訂シテ。玉櫛ノ草稿ヲ改メ、第一ノ巻ヨリ。同ク九ノ巻マデ増補シテ。旧稿ヲ廃シ玉フ。」(「大壑君御一代略記」とある。この中で、「旧稿ヲ廃シ玉フ。」とあることから、現在、秋田県公文書館に所蔵されている篤胤自筆稿本『玉櫛』は、文政七年以降のものと考えられる。『毎朝神拝詞記』を増補したため、連動して『玉櫛』の改訂も必要になったのである。

(二) 文政一二年の江戸大火と刊行の遅延

『沼津市史 史料編近世二』(沼津市、二〇〇〇年三月)四八八〜四八九頁に、無年記の十一月一日付口野村足立林平宛平田篤胤・鉄胤書状が活字化されている。同書では年代比定がなされておらず無年記のままになっているが、本稿ではこれを文政一二年のものと比定する。書簡の尚々書に、『毎朝神拝詞記』を「此度改正再板出来申候」としていることから、当該書簡は文政一二年十一月のものと考えられるのである。この書簡の中心となる内容は、『玉櫛』出版資金の援助を依頼することであるが、『玉櫛』の刊行意図なども詳細に説明されていて貴重なものである。『沼津市史 史料編近世二』は比較的近年刊

行されたものであるため、これまでの平田国学研究では参照されてこなかったたのであり、学界では新史料といつてよいものである。

右書簡によれば、塾では『玉櫛』の刊行を準備していたが「玉櫛と申書彫刻相初懸候所、当春之大火二て出入之彫工類焼、用意之板など焼失何くれと延引」とある。この中の「大火」は、文政一二年三月二一日に発生した江戸の大火を指していると見られる。強い北西の風のため、神田佐久間町二丁目の材木商伏見屋から出火、そこから三方に延焼していった。南は新橋・汐留限り、東は築地・鉄砲洲・八丁堀・靈巖寺から永代橋手前まで、西は須田町通りまでが焼けたが、西側へは及んでいない。右の書簡によれば、この火事で版木が焼失したため、『玉櫛』の刊行開始は延期を余儀なくされたという。当時、塾は湯島天神男坂下にあった。

その他、右の書簡には、平田塾が『玉櫛』の上木助成を依頼するとともに、『玉櫛』がどのような書籍であるのか具体的に述べられていて興味深い。平田塾が『玉櫛』をどのように宣伝していたのかよくわかる。例えば、

著述之内何レも早く上木いたし度候得共、中二も玉

禪と申ハ初心之人々二道之趣早く相弁へられ候やう
二と心懸ケ相記し度故、人々多く懇望いたし候故、
鈴屋大人の御著述二も直毘の靈、玉銚百首、玉匣な
ど有之候得共、初入之人々一覽被致而已二而は、道
ハケ様と速ニ相弁へられ候様ニハ参り兼候故、多く
ハ哥文ニ流れ或ハ廃し、眞の学業龜略ニ成行申候而
歎かしく存じ罷在候、

とある。これによれば、初学の人が「道之趣」を知るの
に適していること、宣長の著述を読むだけでは不十分な
ことなどを述べている。「人々多く懇望いたし候」を理由
として刊行を図っているという。宣長の著述に不足して
いるところを補うといった意図があつたことが知られる
のである。塾はこの講釈本の出版に強くこだわつていた。
さらに、『玉禪』の意図や巻構成について、やや長いが、
重要な箇所なのでそのまま紹介したい。すなわち、

憚之申分ニハ候得共此書一部見候へバ道義慥ニ相弁
へ可申様ニと存し玉たすき著述いたし候故、先早く
此書彫刻可致と存候事ニ以御座候、尤も此書全部十
二冊細書ニ而紙員六百丁余有之候、一二ノ巻ハ総論
ニ而候が、是迄儒仏二教を破したる書ハ数多得共、

何レも不得実手ぬるく候間、何レも水かけ論とか申
如く埒明不申候故、一々証文を挙て嚴敷打破り、二
度論の起る間敷やう二方付申候而次々古道学の起原
を述べ申候、扱三より末迄ハ神拝之詞を本文といた
し、第八巻迄二日々拝し奉るへき神々之神徳、御由
来、御鎮座までを具ニ演説いたし、その因ミく二
世ノ中二ありとある奇異なる事の人の不審之あるへ
き幽事を悉く弁明致し、第九ノ巻ハ我古道学所祭之
神々之御神徳御伝、また荷田、岡部、本居三大人之
御伝を委敷訂正相記し申候、第十巻ハ謂ゆる先祖祭
りの一条を具ニ相記し、人之子弟たるものゝ心得を
じ実理古説に依て演説いたし候、第十一、十二ハ附
録として日蓮宗と一向宗之仏道之中二も、
とある。巻一・巻二は総論である。巻三から巻八までは
『毎朝神拝詞記』を本文として、それを注釈するもので
ある。そのように説明したうえで、出版助成を依頼する
という段取になつていた。この書簡では、出版費用の詳
細についても書かれている。

(三) 篤胤生前の『玉櫛』と鈴屋門人小津久足の
批判

次に、『玉櫛』刊行までの経緯をみていきたい。『気吹舎日記』の記述によつて、刊行の準備段階の事情も分かつてきた。重要な箇所をあげると、

天保二年三月二十九日「若山大平翁へ書状并二神拝式一ツ贈る、玉たすき初巻の草稿を遣ハし、序文を頼む」(『歴博研究報告一二八集三七頁』)

となる。本居大平に序文を依頼したのであり、『玉櫛』を重視していたことの表れであろう。さらに、天保二(一八三一)年六月一三日のところに、「父君御休、予、玉櫛講説、今日初也」(『歴博研究報告一二八集四〇頁』)とある。篤胤が「御休」のため、代わりに鋺胤が代役として玉櫛講釈を行ったという。しばしば、鋺胤が『玉櫛』の講釈をしていたことは、その他の史料にも散見される。そして、

天保二年八月一四日「松坂殿村より書状来、大平翁、玉櫛の序文も入封二て到来」(『歴博研究報告一二八集四二頁』)。

とある。本居大平の序文が平田塾に届けられ、実際に版

本に使用されることになった。大平による序文は、天保二年六月一八日付となつていた。

こうして翌年の天保三年二月から『玉櫛』が実際に刊行されるにいたつた。以下、篤胤生前に刊行された巻を確認しておきたい。これは平田篤胤関係資料の公開によつて初めて明らかになつたことである。すなわち、

天保三年二月、『玉櫛』巻一刊(発題上)

天保三年二月、『玉櫛』巻三刊(龍田神風神、天日御国、月見国、伊勢両宮)

天保五年六月、『玉櫛』巻四刊(吾妻三社、出雲大社、大和三社、常陸両社、伊豆雲見社)

天保七年一〇月、『玉櫛』巻五刊(尾張熱田宮、二荒山大神、当国一宮、当所鎮守)

となる。右のように巻二が含まれておらず、遅れて文久期に刊行されることになる。しかし、巻五まで刊行されたという意味は大きい。各国一宮や近所の鎮守までであつて、区切りとして適切であつたといえよう。それでは、刊行されていない巻を読みたい場合、門人はどうしたのであるうか。例えば、天保九年、羽田野敬雄が根岸の宮負定雄の旅宿で、「玉櫛稿本」巻七、八、九を筆写して

いる（羽田八幡宮文庫本『玉櫛』の奥書）。門人の場合、このように刊行されていない書籍であつても筆写することが可能であつたのである。

一方、国学者小津久足であるが、文化一四年本居春庭に入門、文政五年に家督を継いだ。滝沢馬琴と交流し、蔵書家として創作を側面から支えた。文政六年一月、江戸から上京した平田篤胤を殿村常久らと共に応対している。天保三年三月二十九日、篤胤が宣長・靈前や小津久足などに『玉櫛』を送付している（『気吹舎日記』）。また、『玉櫛』巻一・巻三しか刊行されていない時期である。

最近の研究によつて、『玉櫛』に対する久足の反応が明らかになってきた。久足は「あつたねがあらはしたる『玉櫛』といふ書をみて」との詞書を添えて、「きよき道おのれけがして玉だすきかけたがへる人あはれなり」（『壬辰詠稿』天保三年）と詠んでいる（菱岡憲司「若き日の小津久足」『雅俗』第一一号、平成二四年六月、二八頁）。具体的には、『玉櫛』巻一・巻三のどこを問題視していたのかは明らかではない。久足は、やや屈折した性格でなかなか一筋縄ではいかない人物である。従来から篤胤の『靈能真柱』が鈴屋門に様々な波紋を広げたことはよく

知られていたが、『玉櫛』も刊行当初からそうした反応を引き起こしていたのである。

（四）篤胤生前に『玉櫛』一二巻本であつた根拠と二宗問題

『玉櫛』の巻数についてやや細かいが、重要な問題があるのでここで触れておきたい。結論からいえば、篤胤自身の構想では、『玉櫛』は一二巻本であつた。このうち巻一と巻一二が分離して後に『出定笑語附録』の一部になるということである。以下、史料的な根拠をあげて説明しておくことにしたい。

第一に、先に見た文政一二年一月一〇日付口野村足立林平宛平田篤胤・鋏胤書状に『玉櫛』が一二巻本であることが、しっかりと明記されている。

第二に、一月二三日付の藤田東湖宛篤胤書簡（渡辺金造『平田篤胤研究』書簡篇八九八頁）に、「玉だすきの儀は。全十二巻の内。一ノ巻三ノ巻上木……」とある。この書簡は天保五年とみられるが、この時点で『玉櫛』が一二本であつたことが確認できる。実は渡辺金造は、右の書簡を天保三年としているが、年代比定に疑問があ

る。というのは、この書簡の中で今般『玉櫛』巻四を上木したとあるが、巻四は天保五年六月の刊行であるから、天保三年ではなく同五年と考えられる。さらに、右書簡によれば、昨夜（十一月二日夜）に平田塾を藤田東湖が訪問したという。実際、『気吹舎日記』の天保五年十一月二日の箇所を見ると藤田が訪問してきたと書かれているので、書簡の記述と合致するといえる。なお、天保三年十一月二日の箇所には、藤田が平田塾に来たという記述は見当たらない。したがって、先の藤田宛篤胤書簡は、天保三年ではなく同五年に比定すべきである。

第三に、天保一三年五月二四日付平田鍊胤差出木嶋孝左衛門宛書簡には、「玉たすきと申すもの、全十二巻之内当時四巻刻成二御座候」とある（吉田麻子『知の共鳴』五八頁参照）。天保一三年五月といえば、篤胤の最晩年である。この時点でも、『玉櫛』草稿は一二巻構成であったことがわかる。

第四に、『大齋平先生著撰書目』（天保五年一月二五日序、天保一〇年二月奥書、谷省吾『平田篤胤の著述目録』所収）は、篤胤生前に出来上がったものとみられる。この中に「玉多須喜 十二巻」と書かれている。こ

の記述から天保初期に一二巻本であったことが分かるであろう。さらに、この『大齋平先生著撰書目』には解題があり、

此書は。右の毎朝神詞記を本文となし。其レにつけて其神々の御伝。及び神拝の心得かた。また先祖の祭りかた。都て世にある人の今日の心得を。第三巻より。第十巻までに説き記され。第一第二の巻は発題にて。古道の本義は云ふも更なり。世々の治乱。及び儒仏等の道の大意。また古学の仍て起れる由来までを。詳かに説聞され。ついでに神祇を蔑する。

両新宗を弁駁して。附録二巻を添られたり。此書すべて十二巻。師の講本を。其まゝに上木したるなり。と書かれている。真宗・日蓮宗について神道を阻害するものと批判し、巻一・巻一二として附録にしたものである。以上の四点から、篤胤生前、『玉櫛』が一二巻本であったことは確かなことであろう。

その他、秋田県公文書館には、篤胤自筆稿本『玉櫛』の他に、自筆稿本『二宗論』が所蔵されている。この『二宗論』を実見して観察すると『玉櫛』巻一・同巻一二であったころの表紙が残っている。平田塾では、『二宗論』

がもともと『玉櫛』の一部であったことがわかるようにしていたのである。さらに、版本『出定笑語附録』巻一の冒頭の「門人等云ク」には、

斯^{カク}テ下二記セル。一向宗ノ論ト。次ノ卷ナル日蓮宗ノ弁トハ。前ニ玉櫛ニ附^{ツケ}テ。神敵ニ宗論ト名^{ナツ}テ置^{オケ}レタルヲ。仏道ノ縁ニ因^{ユヅ}テ。コノ出定笑語ノ附録トハ為^{ナシ}タルナリ。（大和文華館所蔵本、国文研デジタル画像参照）

とある。これは短い引用であるが、解説しないと理解は難しい。『出定笑語附録』巻一下は、一向宗の論であり、『出定笑語附録』巻二は、日蓮宗の論である。この二冊はもともと『玉櫛』附録の神敵二宗論であったが、このたび、『出定笑語附録』の一部となしたというものである。煩雑になったが、要するに、『玉櫛』はもともと、一二巻本であった。巻一一・巻一二に浄土真宗・日蓮宗を論じた二宗論を含んでいたのである。真宗の神祇不拝などに対抗するかたちで、神祇信仰を興隆させようとするものであった。

それでは、篤胤没後に『玉櫛』から巻一一・巻一二を分離した時期はいつであろうか。正確な年月日を確定す

ることはできない。嘉永元年刊『古道大意』の巻末広告には、『玉櫛』は一〇巻本と記載されている。何れにしても、平田塾が一二巻本『玉櫛』から最後の巻一一・巻一二を分離したのは弘化年間頃であろうと思われる。

(五) 再興する平田塾と『玉櫛』刊行の再開

天保五年一月一〇日、篤胤は前年の天保四年一月より尾張藩から支給されていた扶持が停止された。後述するこの一件について、足代弘訓は天保六年とみられる書簡の別啓で、

平田大角尾州の御扶持被下候所、此節御差支の儀有之よしにて、御取上御暇出申候、山学問おそるへきこと也、加嶋や作五郎の話にて実説也（伴五十嗣郎編『神道資料叢刊四 足代弘訓未公刊史料集』四頁、皇学館大学神道研究所、一九九三年三月）

と述べている。足代はこのように批判的な一文を残しているのである。天保一四年閏九月篤胤は秋田で死去した。最晩年まで江戸に復帰しようと努力していたが、これは実現することはなかったのである。

秋田で篤胤を看取った鋈胤は、翌年三月一九日に秋田

を出発（『見て手かしハ』、四月一六日江戸に帰還した（『氣吹舎日記』）。塾の再興に向けた活動を展開することになる。塾の所在地は、それまでの根岸から佐竹屋敷内に移った。塾の活動では弘化年間から嘉永二年までの数年間は最も困難な時期であつた。鍼胤は江戸で塾の立て直しのため、慎重に行動した。平田塾が講釈本『古道大意』を刊行したのは、こうした時期であつた。篤胤赦免の翌年、すなわち嘉永三年五月から九月に、鍼胤は秋田遊説を実行し、平田派の勢力拡大にむけた活動を大々的に行うのである。

嘉永二（一八四九）年一二月に故篤胤の赦免が実現したが、その少し前から、『玉櫛』刊行を密かに再開していた。すなわち、

嘉永二年九月、『玉櫛』巻六刊（家之神詞、祓処神等、塞神等）

嘉永五年五月、『玉櫛』巻七刊（思慮神等、大宮能売神、屋船神）

安政二年四月、『玉櫛』巻八刊（御年神等、竈神等、水屋神等、守廁神）

安政三年一二月、『玉櫛』巻九刊（古学神等）

文久元年七月、『玉櫛』巻二刊（発題下）

明治六年一二月、『玉櫛』巻一〇刊（先祖霊屋）

となる。こうしてみると『玉櫛』刊行は嘉永・安政期が最も多かったことに気付かされる。嘉永二年九月は故篤胤赦免より前である。巻六以降は、家の神棚を祭るなど身近な神々が中心となっている。全国的な神々の神拝に關するものは、篤胤生前に既に刊行されていたため、比較的身近な神々に關するものが多いのである。

三 『出定笑語』・『出定笑語附録』とその波紋

（一）坐摩版『出定笑語』（嘉永二年刊）をめぐる平田塾・門人の対応

佐久良東雄は、常陸国新治郡浦須村に生まれた。一五歳で出家、天保六（一八三五）年真鍋村善応寺住職となった。同一三年一二月平田門人となる。翌一四年六月鹿島神宮神前で潔斎、還俗する。国学者色川三中和親しく交流した。弘化二（一八四五）年上洛した。嘉永はじめ頃より大坂坐摩神社神官を務め、一方国学書の出版を行う。万延元年桜田門外の変に際し大坂で高橋多一郎を匿った

かどで捕らえられ、江戸伝馬町の獄にて死亡した。この佐久良については、望月茂『佐久良東雄』（大日本雄弁会講談社、一九四二年一月）といった戦前の詳細な伝記がある。平田門人ではあるが、塾側では問題の多い人物とみられていた。佐久良が無断で刊行した木活字本『出定笑語』に対して、平田塾側はかなり厳しく対処した。木活字を江戸に送るように命じたのである。新出の『気吹舎日記』によつて明らかになっている。

しかし、その一方、三河国の羽田野敬雄は、木活字本を入手するように素早く行動した。すなわち、嘉永三年三月一四日付村上俊兄宛羽田野敬雄書簡（『三河国地方知識人史料』二六五頁）に、

出定^{ツマ}出語は去八月大坂座摩社中にて活板二相成候間名古や書林へ被仰遣可被下候何方にても御手二入可申候しかし平田氏より察度を入候趣二候間はやく御求二相成不申候而有無覚来なく存候

とある。塾側の意に反して、羽田野はいち早く入手しようとしていたことがわかる。つまり、鋳胤の意思と門人とは、考えが一致していたわけではなかった。その他、平田門人岩崎長世は、「先師御著書出定笑語」の会読のた

め、「活板出定笑語」を借受けて写取り、一年間熟読したと述べている（安政五年一月一四日付鋳胤宛岩崎長世書簡、歴博研究報告一二二集一九四頁）。このように門人も木活字本を読んで学んでいた。門人であっても塾の正式な清書本『出定笑語』を入手することが困難であったためであろう。

（二）二宗論を含む『出定笑語附録』（文久二年二月刊）

平田塾に対して、『出定笑語附録』の有無を尋ねる問い合わせが、しばしばきていた。例えば、『気吹舎日記』嘉永四年一月一八日のところに、「門跡背住居与力岡岩之助父正武士より次男使二来、出定笑語附録アリヤナシヤ問合セ也」（歴博研究報告一二八二六二頁）とある。しかし、塾側では刊行を見合わせていた。同書が仏教批判を含むことから出版には慎重であったのであろう。大分下つて、文久二（一八六二）年二月に刊行した。平田塾では、『玉櫛』巻一・一二を「神敵二宗論」として、新たに『出定笑語附録』の一部として出版した。文久期の平田派の勢力拡大を背景に、こうした仏教批判の書籍も

刊行に踏み切ったものと思われる。仏教が日本の風土に
適さないとする根拠を『出定笑語附録』一之巻から抜粋
すれば、

コノ御国自然ノ風ハ。今ノ身ノ繁昌。子孫ノ長久ヲ
悦ビ。長寿ヲ願ヒ。万事賑々シク。物ノ盛リナル
ヲ好ミ。勇マシキ国風デ。カリニモ無常ヲ觀ジ。衰
ヲ悦ビ。寂滅ヲ以テ。樂ミトスルヤウナ人ハ。神
ノ御心トシテ。生レ出ヌワケデゴザル。(大和文華
館本)

となる。現世的で樂天的な風土であるというのである。
特に二宗を批判する理由については「初二宗論トハ。一
向宗ト。日蓮宗トノ論弁ノコトダガ。此ノ二宗ホド。吾
ガ神ノ道ノ妨害ヲ為ス者ハ无イコト故ニ。止ムコトヲ得
ズ。弁駁イタスコトデゴザル。」(大和文華館本、同書卷
一之下)であるという。神道の拡大に妨げとなつてい
るとみていたのである。

なお、木活字本の『出定笑語』や製版本『出定笑語附
録』が刊行されることで、嘉永・安政期以降に仏教側か
らの反駁書が増大し、明治期まで続くことになる。その
多くが真宗の僧侶の手によるものであつた。写本のまま

のものもあれば、刊行されたものもある⁹⁾。幕末維新期の
仏教界における真宗の位置を考察する上で重要な事柄で
あろう。

四 外宮・内宮問題と『玉櫛』巻六の波紋

(一) 大坂の坐摩神社と本居宣長著『秘本玉くしげ』
『秘本玉くしげ』は、宣長が天明七(一七八七)年一
二月に執筆し、紀州藩主徳川治貞へ奉った書籍であり、
政治への建言である。治者としての自覚と仁政の実施に
よつて、民の側からの信頼を回復するように説くもので
ある。本来、出版するものではなかったが、宣長没後に
木活字本として、大坂の坐摩神社で刊行されたのである。
この坐摩神社は式内社であり、摂津国の一宮と称してい
るように、地域の大神である。何故、同神社はこれを刊
行したのであろうか。参考になるのは『秘本玉くしげ』
の最後の部分である。そこでは、幕府、諸藩ともに神社
の祭祀を重視すべきことが説かれているのである。坐摩
神社としては、そのあたりに関心があつたものと推測さ
れる。

この木活字本であるが、上巻の見返に「本居大人著不出書肆／活板秘本玉くしけ上下／百部碎板薑園」とあり、序には「嘉永四年といふとしのう月十三日座摩宮社務従五位上渡辺近江守都下朝五資政」とある。刊記に「嘉永四年五月／座摩宮祝部／薑園蔵」と記されているのである。

嘉永四年九月二三日、坐摩神社の佐久良東雄が色川三中宅を訪問した記事が色川の日記に見える。江戸に宣長書籍の件で行く際のことである。すなわち、

廿三日雨、さくら東雄昨夜来テ滞留ス、下谷謙蔵宅へ落付居候由、是は本居玉くしげ人ノかゞみと申書一冊両部出板、仕立本先達而江戸へ下し候処、願済之上ならでハ売事ならず其俣山城や預り置候由故、此度下り候而売代致候二ハ別ニ手術致候趣、佐藤民之助武陵杯之世話なるべし、久々ニ而逢たれ共別ニ話もなく、先生不相替多弁ニてけふも暮候、たん冊も六七枚かゝせ申候、歌のさまは返而先年二おとり候様ニおもハる、我等も少々歌かきて進し候（『土浦市史料 家事志 色川三中美年日記』第六卷、嘉永四年九月二三日の条、二〇一五年三月、六九頁）

とある。このように佐久良は、同書籍の刊行後に出版許可を得ようとしていた。和学講談所の塙次郎に対して出版の許可を求めていたのである。塙の方では、元来、出版する前に許可を願出るべきところ、出版した後からの願であつたため難渋するのである。後述する『巫学談弊一件引留』の嘉永五年の箇所で触れられている。なお、坐摩神社には、明治元年（一八六八）明治天皇の大坂行幸の際に親拝があり、相撲の天覧もあつた。

（二）『巫学談弊一件引留』（嘉永四年一二月／翌年二月頃）

①巫学談弊一件の先行研究の問題点

柳原頼輔『足代弘訓』（千歳文庫蔵版、大正一二年二月）は、巫学談弊一件関連の資料を抜粋紹介している。柳原の著書は資料の抜粋のみで考察は書かれていない。但し、資料名所蔵先など出典に関する明記がまったくなく、不確かな資料である。柳原は巫学談弊一件について別に論考を公表すると述べているが、これが公刊された形跡はないように思われる。柳原の使った資料は、記述の異同等が多くあるため、本稿で紹介する内閣文庫本

『巫学談弊一件引留』ではないと判断される。次いで、岸野俊彦の論文「足代弘訓覚書」（『名古屋自由学院短期大学紀要』第一三号、一九八一年二月）二一頁上段で、巫学談弊一件に触れている。岸野は柳原『足代弘訓』から資料をそのまま引用して論述している。足代は山田の衰退の原因の一つとして内宮による外宮攻撃があると考えており、その事例の一つとしてこの巫学談弊一件があるという。岸野論文は、題名「足代弘訓覚書」にあるように、足代弘訓にとって巫学談弊一件とは何かという視点から、この一件に言及しているのである。

②内閣文庫所蔵『巫学談弊一件引留』の発見

従来、巫学談弊一件については、右の柳原頼輔『足代弘訓』に引用されている不確かな資料によって知られていた。しかし、筆者は確かな資料である内閣文庫所蔵『巫学談弊一件引留』を見出したので、それに依拠して研究すべきであると考えている。これまで全く注目されてこなかったが、所蔵先もはつきりしたこの確かな資料で研究を仕切り直す必要があると考える。巫学談弊一件の際、『玉櫛』巻六も同時に問題となっていた点に注目したい。これについては後述する。なお、本稿の巻末関連史料と

して、内閣文庫所蔵『巫学談弊一件引留』の全文翻刻を掲載した。

③『俗神道大意』（巫学談弊）の刊行問題

足代弘訓（外宮権禰宜）は、はじめ本居大平門人であったが、江戸遊学を契機として学問方法などを軌道修整した。大塩の乱の際取り調べを受けるなど大世界との関わりでも重要な人物といえる。山田の衰退を歎いていた人物でもある。『気吹舎日記』の中では、嘉永四年一月九日「伊予大洲常磐井中衛入門束修、今日菅右京より受取」（歴博研究報告一二八集二六一頁）とあり、「常磐井中衛」という人物がいか所登場する。この人物は、巫学談弊一件の重要人物である。

さて、『巫学談弊一件引留』には、

此度橋村大藏大夫殿旦家伊予国大洲領阿藏村八幡宮
社家常磐井中衛と申人、平田篤胤著述巫学談弊一名
俗神道大意と申書を開板致し大坂座摩社神職桜軻負
世話を以て売出し度由二而、最早七八十枚斗も彫刻
出来候風聞承り候。尤も松山領二而金主いたし候人
有之候との事。

とある。『巫学談弊』（俗神道大意）では、内宮・外宮の

優劣に言及していることが問題となつていたのである。

刊行の噂に対して敏感に反応し、危機感を持った外宮権禰宜の足代が交流のあつた三條家や江戸の塙次郎に嘉永四年に書簡を送つて、『巫学談弊』（俗神道大意）の刊行を阻止しようと図るのである。この記録は嘉永五年二月に一段落したところで、終わつてゐる。

④『玉櫛』巻六の問題

ところで、『巫学談弊一件引留』の嘉永四年一二月付塙次郎宛足代権太夫書簡の別啓に、「○平田著述玉たすきと申書板行致し申候、其内にも六之巻に外宮の事を論し候所御座候、願くハ此所も相除候やう御配慮被下度奉願候」とある。すなわち、『玉櫛』巻六（嘉永二年九月刊）の問題も浮上してゐたことがわかるであらう。それでは、版本『玉櫛』巻六のどこが問題とされたのであらうか。足代は直接述べていないので、こちらで推測する以外に方法はない。恐らく次の箇所であらう。すなわち

伊勢両宮の御玉串を齋^{サイ}奉^{ツキ}るに就て。心得べき事あり。其は前に云^ツごとく。内宮は天照大御神の坐^{マシ}まし。外宮は豊宇気大神に坐^{トヨウケノ}て。別神^{コトガミ}なるを。中世の頃よりして。外宮の大神を。国ノ常立ノ尊にて。天ノ御

中主ノ尊とも申して。水徳の神なりと云ふ説あるは。伊勢の謂^{イハ}ゆる五部書といふ物に。記し始メたる妄説なれば。信ずべからず。【割注略】然るを外宮の旧き祠官^{カニカク}たち。左右に其ノ説ヲ用ひて。御祓筥の銘に。もと豊受大神宮と書^{カキ}来れるを。今は太神宮とのみ記して。天照大御神と混^{マカ}へむと為るも有る由なり。【割注略】斯^{カク}の如き事より。世ノ人は思ひ誤^{アヤマ}りて。内宮外宮ともに。天照大御神の宮と心得て。豊受毘売大神と申す御名^{ミナ}をだに知らざる人多く。甚^{ハナハタ}しきに至りては。外宮を本社。内宮を奥ノ院の如く心得たるも世に多かり。（版本『玉櫛』巻六の七丁ウゝ八丁才、国立公文書館所蔵、割注略は拙者によるもの）とある。内宮・外宮を同格とみることに反対してゐるのである。このあたりが問題となつたとみられる。外宮の足代からすれば、これは外宮に対する内宮側の攻撃ということになるのである。

（三）平田塾に届いた巫学談弊一件の情報

それでは、平田塾側ではこの一件についてどのような情報を得ていたのであらうか。平田篤胤関係資料の中の

平田鍬胤書簡二通^⑤によって、上記の一件のその後の動向が塾に連絡されていたことが明らかになった。『巫学談弊一件引留』以降の内容であり、たいへん貴重なものということが出来よう。これらによれば、常磐井中衛が版木を途中まで作成していたが、その版木を伊勢外宮に渡すことでこの一件は収まったことが分かる。常磐井が外宮側の事情に納得したというのである。

但し、その後も種々の情報が塾に寄せられていた。かなり錯綜していたらしいのである。『気吹舎日記』の安政三年の記述を抜粋すれば、

①安政三年三月六日「菅右京、常陸大久保七郎兵衛方より、巫学談弊之一条二付態々来」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一二八号三〇三頁)

②安政三年四月二日「父君古川将作方え御出、征矢貫来、甲州馬場利助来、此方之書物、神拝式・巫学談弊、上方にて出版ニ致ス者アリ、依て先頃右之調を頼タル処、今日来リテ、弥相違ナク、河内屋藤兵衛と云書肆之由」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一二八号三〇三、三〇四頁)

となる。①は嘉永年間の「巫学談弊之一条」のことで何

らかの情報がもたらされたものと思われる。②の安政三年の出版というのは噂に過ぎないとみられるが、詳細は不明である。何れにしても、巫学談弊一件関連の問題は長く尾を引くことになるのである。

なお、万延元年一二月に平田塾では正式に『俗神道大意』を刊行した。刊行にあたって、嘉永四年序を追加した。これまで出版される前から色々騒動になっていたが、実際に刊行されてみると、それほど混乱はなかったようである。

五 遅れて刊行された『玉櫛』巻二と『武家の世』

安政期、平田塾は活動の幅を広げていき、次第にその存在感を増していった。『気吹舎日記』安政二年八月一日のところに、「征矢貫、菅右京・菊池良斎(菊池正古)同道にて、水戸之会沢常蔵方え行、会沢ハ新論を著したる人也、此度、公儀え御目見二付、水戸より被召出」(歴博研究報告一二八集二九六頁)とある。鍬胤等は江戸に来ていた会沢正志斎を訪問しているのである。この際に何が話し合われたのかは不明であるが、日記では『新論』

の著者として紹介していることから、対外危機に関する話題が出たことは確かであろう。同年には、塾は安政江戸地震にも見舞われることになるが、被害は比較的軽微であった。安政四年正月二十四日、紀州藩和学所肝煎梅田兵衛・小中村将曹が平田塾に來た。紀州藩主の内命によつて『古史伝』を同藩の学館に配備することになったという（『氣吹舎日記』）。このように平田派の存在感が日増しに増大していったのである。

さて、先に述べた通り、平田塾では『玉櫛』巻二の刊行を見合わせていたが、門人などから出版を求める声が出ていた。例えば

①「玉だすき二ノ巻の事も被仰下、是又ザツト筆稿いたし候のミニ而、清書出来不申候、但し六ノ巻より次え八手廻り次第上木いたし度存居候間、今暫く御待可被下候」（弘化三年二月四日付業合大枝宛鋳胤書簡、『書簡研究』五所収）

②「○神祭詞記いまだ清書成ひ不申候、玉たすき二ノ巻・十ノ巻清書及び附録共、清書いまだ二御座候、実二八当春八と存候」（安政五年三月三日付鶴舎有節宛平田鋳胤書簡、『青森県史 資料編近世学芸関

係』No.51）

とある。①と②のように、『玉櫛』巻二の清書が出来ていないというのが、出版が遅れていることに対する塾側の公式見解である。下つて文久元年七月にようやく『玉櫛』巻二を刊行した。この巻では「武家の世」の始まりから徳川の治世までを扱つていて、「武家の世」に関する篤胤の見解が明示されたのである。政道に関わる記述があることから出版を見合わせていたのである。平田派躍進の時代状況を背景に、文久二年七月に巻二の刊行に踏み切つたものとみられるのである。

文久期は平田国学が急進というほど勢いのあつた時期である。隆盛を迎えることになるが、その状況について少し触れておきたい。文久二年五く六月に延胤が京都探索を行っている。次いで、平田内蔵助（鋳胤）宛本学頭取任命の書付（平田篤胤関係資料四一六―二九）には、

父故大角皇朝古道学精勤数十部之著書先年覧二も相成頗規模之事に被思召候自分義父之遺志を継日夜心を用追々天朝專御采用相成且諸国之門弟及多人数既二古学皇国充満致し畢竟父子積年之研窮拔群之儀二被遊御満悦候依之出格之御沙汰を以御物頭格二而

本学頭取二被仰付候段被仰出候

とある。文久二年十一月鍊胤は「本学頭取」に任命されているのである。こうして文久二年十一月、鍊胤は藩命によつて上京した（一二月京都着）。しかし、翌文久三年二月に、足利三代木像事件が発生した。平田父子も江戸に戻ることになる。文久期が平田国学運動のピークであったが、しばらく時代が逆行し、全国的に攘夷派が不利な形勢となった。但し、全国にいる門人から続々と情報が江戸の塾に寄せられていたのであり、文久三年から慶応年間の初頭まで平田塾では世の推移を慎重に見極めながら行動することになる。

六 崇徳院問題と慶応二年延胤『玉櫛総論追加』

（一）幕末に浮上する崇徳院問題

①先行研究の問題点について

中瑞雲斎の崇徳院還遷運動に関する研究史を確認しておかなければならない。まず、『史談速記録』第五一に、息子中謙一郎による父瑞雲斎の話が掲載された。父親の業績を顕彰するのが目的であることはいうまでもない。

先述した山田雄司の論文「崇徳天皇神霊の還遷」では、還遷の経緯について論じ、『玉櫛総論追加』にも言及しているが、この著者無批判に篤胤としている。また、桑原恵「幕末国学の諸様」（大阪大学出版会、二〇〇四年二月）と桑原分担執筆『熊取町史 本文編』（熊取町、二〇〇〇年三月、四九六～五二四頁）第七章第一節「幕末期の社会状況と尊王攘夷運動」が中の運動を詳述している。これらが主な先行研究であるが、中瑞雲斎の崇徳院還遷運動と『玉櫛総論追加』を関連させて扱っているのは、山田の論考である。本稿は『玉櫛総論追加』の歴史的な位置を再検討しなくてはならないという立場である。

②文久二年大原重徳と鍊胤の会見

大原重徳が文久二年六月に江戸に下った際、平田鍊胤が大原に会見していることは既に知られている。この際、篤胤全著作を学習院へ献納するように鍊胤は依頼されたのであった。しかし、この会見の際の鍊胤の発言の一部がわかる記録を新たに見出した。『宮内庁蔵版 孝明天皇紀』巻五（平安神宮、一九六九年一月、九〇三頁）には、

〔忠能卿記〕元治元年六月十日己卯自柳原過日之返
状来昨日夜愚考二保元乱ハ崇徳院之御鬱憤ヨリ発リ

其元八皇子重仁親王被繼大統度故之御事右乱ヨリ朝家御衰微武家之世ト成候事二候但皇政復古ハ不容易儀存念無之候得共奉散彼宸怒候ハ、聊国家祈祷二モ可成哉追尊宣下ハ如何ト存候日本史一見心付候事二候併廃皇子ニテモ無之先例モ無之儀且唱仏縁候様二当候テモ如何ニ候御賢斷何度候

右返書遣重仁親王之事尚熟考可及返答全体崇徳帝御憤可被宥尊事并熱田宝剑可被尊敬事杯篤胤【○平／篤胤】著述之書有之自同人男【佐竹ニ／寄宿候】大原東行之時申上之旨有之可被見候

とある。中山忠能記の一節で、これは従来平田国学研究上では、まったく知られていなかった記事で極めて重要なものである。鋳胤が大原に対して、崇徳院の怒りを鎮める必要を説く篤胤の著書があると言上したというのである。

③元治元年崇徳天皇七〇〇式年祭の年

文久年間、崇徳院問題解決の必要性はかなり高まっていたと考えられる。元治元年は崇徳院七〇〇年式年祭に当たするため、それを目前にした文久期に崇徳院の祭祀の必要性が意識されていたのである。元治元年八月一日

の「山陵奉行戸田忠至、讃岐に在る崇徳天皇の尊像等調査の為、同地に赴くべきや、時節柄見合はすべきやを候す。」（維新史料綱要五巻 四五二頁）とあるのは、こうした状況を反映したものとみられる。

④崇徳院の社殿の建設

慶応二（一八六六）年孝明天皇が最晩年白峰社創建を幕府に命じ、同年一二月崩御した。崇徳院の社殿建設であるが、慶応二年一月一六日、「崇徳天皇の社殿を京都に営む。是日、木作始の儀を行ふ。」（維新史料綱要六巻 六九八頁）とある。但し、白峰社の建立決定までの経緯については不明な点も多く、朝廷側の史料などの検討が必要であろう。

（二）慶応二年の延胤『玉櫛総論追加』

『玉櫛総論追加』は崇徳院神霊祭祀の重要性を説くものである。先行研究は、文献批判を経ないまま『玉櫛総論追加』を篤胤の書籍として扱ってきた。著者名のところに平田篤胤とあるため、それを無批判に受け入れてきた結果である。しかし、これについては再検討が必要である。例えば、国立歴史民俗博物館の『玉櫛追加』（平田

篤胤関係資料九—四—一四)は、書題簽「玉櫛追加 尊靈攷」で、内題は「玉櫛総論追加」となっている。巻頭に「平田篤胤謹惶記」とある。しかし、その奥書には、

(井上) 頼圀云此書実ハ(平田) 延胤大人ノ慶応丙寅ノ歳著述ニテ朝ニモ此説ヲ信ゼラレテ鞍馬口ヘ尊靈ヲ祭り玉ヘリ、(中略) 実ニ報国ノ志士トイフベシ、卯年榎木町ニ移シ祭ラレシニ同年十二月九日皇政復古

とある。実は、これは篤胤の著書ではなく延胤の著述であるという。また、国立国会図書館本『玉櫛総論追加』(古典籍資料室) にも、

无名氏云此書実ハ延胤大人ノ慶応丙寅歳(慶応二年)ノ著述ニテ朝ニモ此説ヲ御信用アリテ即年鞍馬口ヘ尊靈ヲ祭ラセ明卯年榎木町ヘ移ラセ進セリ然ルニソノ十二月九日武家ヨリ大政ヲ返上シ皇政復古シヌル事实幽冥ノ神祭助更不可疑也□此書所信如此延胤大人ハ愛国尽忠ノ英士也力モ

とある。国会本は歴博本を転写したものとみられる。その他、写本『玉櫛総論追加』は、宮内庁書陵部、羽田八幡宮文庫、秋田家県立図書館、西尾文庫などに所蔵され

ているように、かなり広く読まれていたようである。

それでは、延胤は何故、『玉櫛総論追加』を篤胤の代わりに書いたのであろうか。そのような疑問が生じるであらう。以下、それに対して答えておきたい。版本『玉櫛』巻二で、「中ツ世」が戦乱の連続で乱れていたが東照宮の出現によって平和になったとして武家政治の推移を説明している。そのうえで、中ツ世の乱れの原因について

つらく中ツ世の乱れたりし其ノ根本^{モト}を^{カン}按^{カミ}るに神^{アラ}ノ荒^{オホミイカ}ひは元よりなれど。最も^{イト}畏^{カシコ}き。崇徳天皇の大御怒^{オホミイカ}りより^{オホ}発^{ツク}れるにや。と所思^{オホボ}ゆる由あり。【其ノ説^カこゝに書き尽^{ツク}すべくも非ざれば。別に記せるを見るべし。穴かしこ。】

としている。つまり、『玉櫛』巻二の割注によれば、篤胤には崇徳院問題について触れた書籍が別にあるというのである。しかし、実際には篤胤はこの著述を書かなかつたと考えられる。そこで、この『玉櫛』巻二の割注に合わせて、延胤が代わりに『玉櫛総論追加』を急いで執筆したということではないだろうか。

(三) 中瑞雲斎の運動と崇徳院神霊の遷座

中瑞雲斎は、元治元年から崇徳院神霊問題で建白を繰り返して行っていた。先ず、元治元年八月頃、崇徳帝自作の木像・御落胤のことについて建白した(『中瑞雲斎藤関係書簡集』熊取町史紀要第二号二二頁の年表参照)。慶応二年二月、中は『窓廼独許登』を完成させている(『中瑞雲斎藤関係書簡集』年表二二―二二頁)。この写本『窓廼独許登』は、中が崇徳院神霊の還遷の必要性を主張する建白書に添えられたものである。この『窓廼独許登』の中で、中が『玉櫛総論追加』に言及している(同上『中瑞雲斎藤関係書簡集』一七二頁)。中が『玉櫛総論追加』をいつどのようにして入手したのかは明確ではないが、『玉櫛総論追加』の成立間もないころに、既に得ていたことになる。中の建白の効果のほどはともかく、結果的には孝明天皇が晩年に崇徳院神霊の還遷を幕府に命じることになる。なお、中瑞雲斎であるが、明治元年九月に崇徳帝神霊還御用掛に任命されている(『中瑞雲斎藤関係書簡集』年表)。本稿では、『玉櫛総論追加』が延胤の著書であり、中瑞雲斎の建白書の添付書類に引用されていたことを確認しておきたい。

(四) 崇徳院還遷と「武家の世」の終り

平田派が崇徳院問題にこだわるのは中世以来の課題を解決し、武家政権への終止符を打つためである。崇徳院問題をそのままにしておいては、王政復古は実現しないという理屈であった。先にみたように慶応二年には京都に崇徳院還遷を迎えることが正式に決まり、一月には宮の建設が始まっていた。明治元年九月六日、崇徳院神霊が讃岐白峰より、京都の飛鳥町之新宮へ還遷した。崇徳院の還遷の当日、延胤はどうしていたのであろうか。『気吹舎日記』の明治元年九月六日のところに、

同六日懇願之／崇徳天皇尊霊、讃岐白峯より今日飛鳥町之新宮へ還幸、予も供奉被仰付候処、去ル四日嫡子平太郎病死之穢、且不快二付不奉仕(歴博研究報告一二八号三七五頁)

とある。この際、延胤は供奉を命じられている。しかし、この還遷の儀式の当日、延胤は供奉していない。理由は「去ル四日嫡子平太郎病死之穢、且不快二付」とあることから、死の穢れを避けるためである。「且不快」とあるが、これは延胤に体調の問題であり、二重の理由で延胤

はこの儀式に出席していないのであった。

その他、『気吹舎日記』以外にも、崇徳院還遷に関連する新史料が平田篤胤関係資料の中に見つかっている。主なものを二点あげれば、

①「奉迎神靈式（白峯陵祭典次第）」（平田篤胤関係資料三一八―二一八）。

②「白峯宮遷座祝詞稿」（平田篤胤関係資料三一八―二一三）。

となる。①には異筆で「讃州にての御式也」とあり、白峰陵神霊を京都へ迎えるための式次第である。②は白峰陵より崇徳の神霊を「此新宮」（京都の白峰社）に迎えた際のものである。先にみたように延胤は『玉櫛総論追加』を執筆して崇徳院の祭祀の重要性を説いていたが、還遷のための準備にも関わっていたのである。

九月六日に崇徳院還遷が無事終わった。その直前、八月二七日に明治天皇の即位式があり、崇徳院還遷直後の九月八日に改元した。二〇日明治天皇が京都を発し東幸を開始した。崇徳院問題の解決なしに、武家の世は終わらないというのが平田派の解釈であったが、朝廷側の認識も同様であったと考えられる。崇徳院問題の解決は宗

教的な次元での討幕に他ならないのである。平田延胤も東幸に供奉して東に下った。『気吹舎日記』には、その際の延胤の行程の記録が含まれている。

七 明治維新と『玉櫛』巻一〇の仏像保護論

（一）新政府への平田派の出仕

慶応三（一八六七）年二月一〇日の王政復古の直後、矢野玄道が建白したことはよく知られている。明治初期、平田門人が神祇行政（神祇官など）と文教行政（大学校・大学）などに参画することになる。しかし、十分な準備もないまま政府に入ったため、平田派は多くの困難に直面することになった。新政府と平田派の方向性の違いは、すぐに明らかになった。大舞台での活動は明治四年の平田派国事犯事件までの僅か四年ほどであった。

新政府における平田門人の活動については、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年三月）・熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究 近代学校教育の生成過程』（風間書房 二〇〇七年六月）などのまとまった研究があり、最近では、三ツ松誠「平

田篤胤の弟子とライバルたち」(河野有理編『近代日本政治思想史 荻生徂徠から網野義彦まで』所収、ナカニシヤ出版、二〇一四年九月)が当該期の平田派について見解を公表している。

本稿でも少し補足しておけば、明治三年三月二三日 鍊胤宛延胤書簡(『国立歴史民俗博物館研究報告』一二二集一一二頁)に、「宣教使も存外」に役に立たないとし、「夫よりハ却て私塾を盛二いたし地道二弘め候方実効相立可申歟と奉存候」としている。延胤は「宣教使」をまったく信用していなかったのである。延胤は明治初頭から神祇行政に関与していたが、一貫して不満であって、政府に常に不信感を抱いていたのである。明治四年平田派国事犯事件が起こるが、翌五年一月には延胤は死去した。明治五(一八七二)年三月一四日に神祇省は廃止され、教部省設置による神仏共同体制がはじまることになる。明治初頭の一時期に平田門人が行政に関与したが、政府から去った後も学派の活動は続いていた。野に下ること、平田派の本来の姿が明らかになっていくのである。

(二) 『玉櫛』巻一〇(明治六年一二月刊)と仏像の取扱問題

ここで平田塾側の動向に目を向けたい。『玉櫛』巻一〇の明治二年七月中旬平田鍊胤跋文には、「東京表三番町の旅宿に於て」とある。これによれば、少なくとも明治二年七月には、巻一〇刊行の準備は始まっていたことになる。それから四年を経て、ようやく明治六年一二月になって『玉櫛』巻一〇が刊行された。四年もかかっているのは、鍊胤や延胤、門人が政府に出仕していて多忙であつたためであろう。『玉櫛』巻一〇は先祖祭祀が主題である。毎朝の神拝の締めくくりに先祖祭祀をするように説くものであり、極めて重要なものである。巻一〇は平田国学の先祖祭祀論が最もよく出ているといつてよい。

この巻一〇の本論の最後に、家屋内の仏像の取扱についての問答が載せられている点に注目したい。従来、この部分はまったく注目されてこなかったが、本稿ではこれを重視したいと思う。先ず、ある人物の質問である。「或人。石井篤任(仙童寅吉)に問て曰く。」として、「各々家々の霊屋(タマヤ)」にある「仏像類」を「取除申たき由」について質問している。それに対する石井篤任の

回答が続くのである。長いので抜粋して引用すれば（内閣文庫三一六七七／一〇／一四三／五八八、版本『玉櫛』巻一〇、三六丁オ〜三八丁ウ）、

①「今一時に取除候ては、自然公の御掟に相触候やにも思はれ。」「中古以来代々尊信いたし。且相応に馳走をも為来り候家家に於ては、自然と靈異も可有之。もと外国よりの居候には候へども。祀られたる上には。少しは其家を守りたる事も有べく候へば。」

②「速スミヤかに取片付候は。何とかや不仁の様に相当り。（中略）俄ニハカに追放は先見合せ候て。」

③「其ノ仏像へ。金銭又は米穀にても相添ソへ。寺へ送オクリツツ遣はし可申候。」

④「必しも海川へ流し棄ナガステ。又は焼棄などいたし候は。道ならぬ事。捻ネジて性急激烈の取アツカヒ扱は。必いたすまじき事と存候。」

となる。家庭に安置されている仏像について、粗末な扱いをしないようにと回答しているのであった。各家庭内の仏像を海川に流したり焼き捨てたりしないように誠めて、本論を締めくくっている。仏教側との無益な衝突を避けようとしていたのであろう。平田塾の重要な書籍『玉

櫛』巻一〇の本論はそうしたものだつたのである。

さらに、鑑胤は「大齋君御一代略記⁽⁴⁾」を『玉櫛』巻一〇の附録の一つとしている。『玉櫛』巻一〇を刊行した明治六年頃といえ、平田派は大きな曲がり角に来ており、塾の立て直しが急務であつた。こうした時期に「大齋君御一代略記」を添えて刊行したのである。この「大齋君御一代略記」は、その後、平田篤胤伝の根本史料となつた。これは『玉櫛』の中で最も読まれ、近代の平田篤胤伝は、何れもこの年譜をもとにして書かれていくことになるのである。

おわりに

篤胤は塾開設の早い段階から『毎朝神拝詞記』を門人に向けて執筆した。新規入門の段階で進上するなど、積極的に読ませようとしていたのである。神々への神拝のみならず、古学の大人を祭祀の対象に加えるとともに、最後に先祖の祭祀に及んでいる。服部中庸の指摘するように、篤胤は毎朝の祭祀にかなり熱心であつた。神祇伯は『毎朝神拝詞記』を「古風の拝式」と評しているので

ある。

一方、盛岡藩の平田門人菊池正古のように、『毎朝神拝詞記』に手を入れて、独自の『毎朝神拝詞』を作り出す場合もある。学問の神として新たに篤胤を追加している点が大きな特徴といえよう。この『毎朝神拝詞』は刊行されず写本のままであり、菊池とその門人といった狭い範囲で実践されていたものであろう。

明治七年に時代の大変化に対応して平田塾では『毎朝神拝詞記』を大幅に改訂して出版した。「拝皇居事」や「拝神武天皇詞」を追加し、逆に「拝二荒山大神詞」を削除したことなどである。近代の状況に合わせた改訂であったといえよう。引き続き毎朝の神拝の指針としていたのである。平田塾が毎朝の神拝を非常に重視していたことがわかるであろう。

また、『毎朝神拝詞記』を注解した『玉櫛』の場合も、元来、門人向けに書かれたものであった。篤胤の講釈本のなかで、篤胤生前から刊行を開始していたのは、この『玉櫛』のみである。生前・没後に徐々に刊行されて世に広まるにつれ、各方面に様々な波紋を広げることになる。外宮権禰宜足代弘訓は『玉櫛』巻六を内宮による外

宮の攻撃と判断して、『玉櫛』巻六の差し止めも図っていたのである。

篤胤生前に『玉櫛』は一二巻本であったが、没後に巻一一・巻一二を分離して一〇巻本となった。塾は文久二年一二月には二宗論（もともと『玉櫛』巻一一・巻一二）を含む『出定笑語附録』を刊行した。坐摩版『出定笑語』と平田塾蔵版『出定笑語附録』が世に出たことで仏教界との対立が深まることになる。

『玉櫛総論追加』は、慶応二年に延胤が執筆したもので、崇徳院の祭祀の必要性を説くものである。篤胤に代わって延胤が代わりに執筆したのであった。中世以来の懸案を解決しようとするものであった。「武家の世」は崇徳院の怒りによつて出現したものであつて、逆にいえば、武家政治に終止符を打つためには、崇徳院問題の解決が不可欠という理屈になっていたのである。平田派にとつては長年の懸案を解決し、王政復古を実現するために不可欠な事柄であつたということである。

明治六年一二月に『玉櫛』巻一〇が世に出て、漸く『玉櫛』全巻の出版を完了した。先祖祭祀に関する重要なものである。本論最後で家屋内の仏像の取り扱いに言及し

ている。海川に捨てたり焼き捨てたりしないようにと誠めるものであった。明治初期の混乱の時期に刊行された意味に注目しなければならないであろう。

平田国学の勢いが減速する中で、塾側は新時代への対応を模索していた。篤胤の年譜も附録にするなど巻一〇を非常に重視していた。明治六年一二月に『玉櫛』刊行を完結させたが、同年頃平田派は大きな曲がり角に来ていた。かつてのような求心力に欠けており、下り坂というべき状況下であった。鎌胤は、自身の没後を見据え平田国学の存続に向けた布石を打ったというべきであろう。平田国学の拡大に一貫して努力していたが、最晩年にも、学派存続のために心を砕いていたのである。

なお、平田塾では毎朝神拝の他に、年中行事での祭祀についても説いていた。これは初期平田塾の講釈演目「御国学講談」（『明治維新と平田国学』五五頁）にも含まれていた。『年中神祭詞記』を刊行する計画があったことが、平田塾の出版広告からも分かる。さらに、天保七年「道統礼式⁽⁵⁾」には年中神祭に係のある記述も見られる。平田国学の年中神祭については、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 小原無学の論考は、①「国学者菊池正古の経歴」（『岩手史学研究』No.五、新岩手社発行、一九五〇年）、②同「国学者菊池正古の著書（上）」（同No.七、新岩手社発行、一九五一年）、③同「国学者菊池正古の著書（下）」（同No.八、新岩手社発行、一九五一年）である。このうち③に「菊池正古年譜」が含まれている。これら小原の論考は貴重なものであるが、史料の出典がほとんど書かれていない。その他、拙稿「平田塾と地方国学の展開―盛岡藩を例外に―」（長谷川成一編『北奥地域史の新地平』所収、岩田書院、二〇一四年三月）で、近世後期から明治初頭にいたる盛岡藩の平田国学の全体的な動向について論じた。

- (2) 拙著『平田国学の史的研究』（名著出版、二〇一二年五月）一〇八―一〇九頁の表で、「仏教側の反駁書」を公表したことがある。

- (3) この巫学談弊一件に関連する新出書簡が発見されているので、以下、「史料1」・「史料2」として全文を翻刻して紹介しておきたい。

〔史料1〕嘉永五年五月二五日付大平誠齋書簡

（平田篤胤関係資料三一―一九―三〇）

（端裏書）五月廿五日出 六月晦日届キ

以別紙申上候、私義御地出立」前二ハ罷出、大二御馳走二相成難」有仕合二奉存候、其砌御談^(儀禮)□」巫学談弊之件、早速常弊」井中衛江委曲二相談申候処」追々氷解仕候様子二ハ御坐候得共」未夕全承引とハ相見え不申候」且判木伊勢外宮へ遣し申候」ハ実説二御坐候、右中衛申分」其外申上度義御坐候処、今日」ハ勤用殊之外間敷甚不本」意二ハ奉存候得共、此度ハ得不」申上候、来月之便二ハ委曲」申上奉存居申候間、右之」段幾重二も御推恕被下度」奉願上候、以上」

五月廿五日」

尚以時下折角御用心專一」御儀奉存候、以上」

〔史料2〕嘉永五年九月二四日付平田鍊胤宛斎藤栄齋書簡

〔平田篤胤關係資料三——一九一二〇〕

九月廿四日出、十一月十八日届キ」

七月二日出之尊翰相達、難有拝誦仕候、「其砌残暑之候御坐候得共、先以」尊前様弥御勇健被成御座珍重御儀」奉存候、将亦種々御丁寧之御挨拶」被仰下何共奉恐入候、次二私儀無別儀」罷在申候間、乍憚御安意思召可被下候」一古史伝、玉たすぎハノ巻、寅吉物語」初巻之儀、御報被下難有奉畏候」

一菅家遺誠中和魂漢才云々之儀」御尋問仕候処、早速御聴

被下、是又難」有奉存候」

一談弊之一件前方申上置候処、早」速御報被下委曲承知仕、申衛江委敷」相話申候、答「但し私茂相話申候を其俣／文面二相認申候間、其思召二而」御推説可被下候」先頃種々申上候儀不残氷解仕、御尤至」極二奉存候」

一判本之一条も委細相話申候、答」判木ハ伊勢外宮權禰宜手代弘訓門」人中江相渡し申候故ハ、右門人判木貰受」度段申候故、右判木当方二有之候」得共、一冊として門人中江も遣シ不申候」二付何方二有之候而茂、貴方之害二相成」申候儀無之候間、先相断可申旨」相答申候処、彼門人申候ハ、誠二貴処」之漂白なる事ハ致承智居候得共」何分貴許に判木有之候而は、若末に」世上江出可申も難計、左すれハ私」方之害二茂相成申候間、何卒貰」請焼失致度段呉々申候二付、同シ」社家之事二候間、中違ひ候様之」事有之候候而者不都合二御坐候二付」相渡申候、尤壳払と申儀二而者無」御座、彼門人中より費用等差出し」可申上て聞合せ候二付、松山藩木村」次五兵衛等其外も費用手伝申」候人茂有之、彼は二而費用金請」取松山表江も相贈其外江も差遣し」申候儀御坐候、尤五十兩二壳払候」たと申説御坐候由、是等ハ一向虚」説二御坐候」

一上木之儀、皆出来二相成候様御地二而」追々御承知為成

候而私藩役人中江」内々御掛合御坐候処、全部上木二而ハ」無御坐、初メ之処計彫刻と御答申候」而、事実と役人之返答と齟齬」仕候二付、御尊兄よりの御書面如先□^(出)「御坐候由被仰下、是も委曲相談申候、答」事実と役人之答と相違之儀一切」無御坐初メ三巻彫刻仕候処、御地」御故障出来之趣相聞早速相止メ申候」故元来全部出来二ハ無之候、且」亦先度致彫刻候談弊之一條」初中終少しも秘密に致候儀無之候」一元来出物板行之儀其向江相伺候而」不苦旨御聞濟之上なれてハ云々□」被仰下候儀も相話し申候、答」彫刻之砌京人等二茂承合せ候処、蔵」判ハ不苦、若売買等仕候ハ願出不」申候而ハ難致候と相答且私義も蔵」判二致置買売さへ致不申候得者」門人中ならへ遣シ人々江相贈申候義」ハ少しも不苦様整得申候、且又」談弊世に売弘申候儀御氣遣被下候儀」重々難有奉申候、乍併右ハ弘訓」門人私目前二而焼失可致申候を」夫二ハ不及と留メ申候位二御坐候故」最早焼失致候二ハ相達無御坐候半と」存し候、将元来ハ禁忌之書秘密二」上木致候二而ハ無御坐、然処御地御故障」出来之趣相聞候二付、早速相止メ、且」全部出来二而茂無之、權欄宜手代」中江相渡申候時、焼失之約諸二て」遣シ申候故、万々一利二迷ひ」売買致候而茂、師家及私義も迷惑」二相成候義無之と存候間、此儀ハ御氣」遣不被下候

様、貴処より師家江宜敷」被申上可被下候」

右中衛之答、其候相認申候、不文二」御坐候而難分処多有可御坐宜敷」御推読奉願候」

一御書状会処々相滞居漸当廿」二日相達申候故、御報段々遅延二」相成候段、偏御宥恕奉願候、且亦」此間来公私之用繁多二罷在」匱忽之書面書改メも不申差」上申候、是又御海容被下度奉願候」

恐惶謹言」

九月廿四日認

正方拝」

平田大人」

玉机下」

尚以、時下折角御用心専一之御儀」奉存候、乍末書申上候」殿誰様江も別段時下御見舞」も不申上、宜敷御報成被下度、乍」憚奉願上候、以上」

(4) 平田篤胤の伝記関連の新資料が色々発見されている。平田篤胤関係資料（八—四—六五—二）は校正段階の「大齋君御一代略記」が含まれていて貴重である。その他、篤胤自筆「履歷書上」（平田篤胤関係資料一—三八—）などである。これらを使用すれば、新しい篤胤伝も可能である。

(5) 「道統礼式」の写真は『明治維新と平田国学』一四頁。この「道統礼式」によれば、平田塾では、山鹿流軍学の

他に「兵法口伝集」も伝授していた。この「兵法口伝集」は、『禁四目記』二・四（平田篤胤関係資料九―二―三一）に所収されている兵法書や忍術書を指しているものと思われる。例えば、『忍秘伝』一―四、『用聞秘書卷』、『出拔忍要得極之卷』、『出拔忍要得徳之卷下』、『会玉虎之卷』、『宝珠兵法虎之卷』、『芥川伝』、『神変奇特集』、『秘伝大用集気葉之卷』、『長良一卷秘法折本』、『忍術秘書』、『法華十箇相承』、『福嶋流忍之卷』、『諸術集』、『忍の卷六十二条』などである。これらの中には篤胤が筆写したものも含まれている。平田塾では忍術も教えていたのである。

関連史料

凡例

- ・内閣文庫所蔵『巫学談弊一件引留』一冊 請求記号「四三・六一五」。
- ・打付外題「巫学談弊一件引留」、内題（見返）「平田篤胤著述／巫学談弊一件引留」。
- ・印記「政武」、「修史／館図／書印」。
- ・【一】は割注、〔一〕は傍注。
- ・（一）（11）の小見出しは翻刻に際して付けたもの。

（1）「二件の概要」

嘉永四年辛亥十二月

此度橋村大藏大夫殿旦家伊予国大洲領阿蔵村「八幡宮社家常盤井中衛と申人、平田篤胤著述」巫学談弊【一名俗神／道大意】と申書を開板致し大坂座摩社「神職桜頼負世話を以売出し度由二而、最早七八十枚斗」も彫刻出来候風聞承り候、尤松山領二而金主いたし候人有之候との事」

右巫学談弊【一名俗神／道大意】と申書ハ、「両宮優劣を論し候書二而開板二相成流布致し候而ハ」外宮方師職一同迷惑にも相成候事二而既橋村大蔵「大夫殿旦中より近廻人へ向御被之義を色々申詰候人」も有之、誠歎ケ敷次第捨置かたく候二付、神宮両三輩へも、「内々申詰候処、不容易候義二候へハ右之書滅板之義表向」願出候も宜敷候へ共、彼是手数等も相懸り候事故、幸「足代権大夫殿ハ京都江戸熟意之家有之候二付其手続」を以内々書状二而も遣し被呉候様致し度、神宮より被申候二付「権大夫殿へ相願三条大納言并塙次郎殿へ文通致し」被呉候所、其後返書致来、内願之趣程能御聞入被下開板「願出候共、御聞済無之様相成安心致し候事」

一巫学談弊予州へ弘り候事ハ作者平田篤胤之男鍊「胤と申人ハ大洲領家中へ養子二相成候二付其筋より右様」弘り候事と被察候事」

（2）「嘉永四年一二月付丹羽大学助宛足代権大夫書簡」
一三条大納言様（実万卿）諸大夫丹羽大学助殿へ足代権大夫殿より「被遣候書状左之通」

内外両宮優劣を論し申問敷旨は」

靈元院之御代 勅諭有之、猶又山田奉行所より度々」
被申達候事二御座候所、近頃平田篤胤巫学談幣【一名俗神道大意】と申書を著述仕右之内へ 外宮之義を種々弁論」仕候而、近き内板行仕売出しに相成候と風聞仕候、右之書」板行二相成候而者難捨置、表向願立滅板二も可仕次第二」御座候、乍併左様相成候二而者、公武両方へ相願手」数も相懸其御筋々へ御苦勞奉懸恐入候間、夫迄二不及」相濟候様仕度趣にて幸私義 大納言様承御懇命候間、」此段内々被申上、御殿より右之書ハ差障有之趣書林へ」御内意被仰下板行御差留被不度旨、外宮三彌亘常善」四彌亘常庸五彌亘貞董三人より被及示談候、此趣三方仲間」之者二も及内談候所、宜取計呉候様申聞候、私義ハ閉戸之」隱者其上六十八にも相成俗事一切相断候へ共、此一条ハ」外宮御威光二も拘り、且又山田神職一同之迷惑二も相成候」間、捨置かたく右内談之通程能仕度心配仕候、何卒内願」之通御出入之書林へ御内意被仰下、右之書板行に相成」不申候様、御差留可被下候ハ、土地一同御厚意忝感戴可」仕候、此段貴公様より宜御取成被下度候、左候ハ

、神慮も」御快然土地一同之大幸不可過之奉存候、以上」

十二月

足代權太夫」

丹羽大学助様」

別啓」

外宮八家数五千軒余有之、内宮八家数六七百軒二御座、」右に准し諸国旦家も外宮にくらへ候てハ内宮ハ三分一に」御座候、夫故内宮昔より外宮方之旦家を奪取候」工夫のミ仕、種々の書を諸国に配りちらし江所其度々」奉行所より咎を承候故、近頃ハ他国人にかゝせ板行仕候」工夫仕申候、巫学談幣【一名俗／神道大意】も実は内宮方より手を」入れ平田篤胤にかゝせ候と申事二御座候、かやうの物板行」仕外宮方旦家を被奪取候事にてハ 外宮の御威光も」薄く相成師職ハ数代相伝之旦家を失ひ土地一同の」

衰微に御座候、此段御憐察可被下候」
巫学談幣ハ京都にて板二仕大坂坐摩神職桜鞠負」と申者世話仕売出し候と風聞に御座候」
○平田著述玉たすきと申書板行仕候、其内にも六之」巻に外宮の事を論し候所御座候、願くハ此所も相除候」

やう御配意被下度奉願候」

(3) 「宝暦三年八月從京都御下知」

宝暦三年八月從京都御下知」

兩宮之儀自内宮有優劣趣雖申當時」

御崇敬異干他社殊更」

靈元院以來 兩宮優劣無之様御治定候得者、輕重」

無之勿論之事弥可承伏事」

右前 関白殿「御父、一条兼香公」殿御命尤 摂政殿

「御子、一条道香公」御同意之事二候」

(4) 「寛政一〇年堀田土佐守奉書」

寛政十年堀田土佐守殿「正秘朝臣」御奉行之節御奉書」

近頃兩宮内二おいて兩宮之訳を出願他国旦所等へ」存

見候趣相聞如何之事二候」

兩宮者一体之事二候、都而之義神秘を專と致し候所」

右体他国へ秘事を出願し候様成行候而者神威にも」相

拘り甚以不敬之至二候已後右様之風聞等有之に」おい

てハ吟味之上急度可申付候、其旨可相心得候」

七月」

(5) 「文化元年六月寛越前守御奉行之節達」

文化元年甲子六月寛越前守殿御奉行之筋内宮」益谷大学

未寿兩宮弁と申書を諸国へ相配候二付御咎」被仰付候節

之御達」

近年兩宮弁と題し或ハ永代太之神樂講加入講金」分量

書願し令板行国々旦所向其外所々より望にま」かせ弘

メ候もの有之、不埒之事二付咎申付候、寛政十」午年

相触置候通兩宮之訳書願し候義者不相成事」二候、以

来神地之輩 兩宮優劣神秘者勿論都而」差障り二不相

成、書面二而も一己之存寄を以、令板行差」出候義決

而致間敷候、不依何事令板行儀者可相伺不」苦儀者差

免候間、其旨心得違有之間敷候、若相背」候者於有之

者吟味之上、急度咎可申付候」

六月

(6) 「嘉永四年一二月付塙次郎宛足代権太夫書簡」

塙次郎殿へ足代権太夫殿より被遣候書狀左之通」

内外兩宮優劣を論し申間敷旨は」

靈元院之御代 勅諭有之、猶又山田御奉行所よりも」

度々被仰出候事ニ御座候所、近頃平田篤胤巫学談「幣
【一名俗ノ神道大意】と申書を著述仕 外宮之義を種
々弁論」致し近き内板行致し売出しに相成候と申事ニ
御座候」右之書板行ニ相成候事ニ而者難捨置、表向願
置滅板」にも可仕次第ニ御座候、乍併左様相成候而者、
京江戸へ」御願申上手数も相懸其御筋々へ御苦勞相懸
奉察」入候間、夫迄ニ不及相論候様仕度趣にて幸下拙
大人ニ」御懇意ニ仕候間、大人へ内々相願大人より御
手続之御方々へ」御内々被仰上、右之書差支有之趣書
林へ御内意被下」板行不仕候様御差留被不度旨、外宮
三櫛宜常谷四櫛」宜常庸五櫛宜貞董三人より被及示談
候、此趣三方仲間」之者へも一両輩及内談候所、同様
宜取計呉と申事ニ御」座候、下拙義者閉戸之隠者其上
六十八に相成、俗事ハ」一切謝絶仕候得共、此一条者
外宮之御威光ニも」拘り且又土地師職一同之迷惑に
も相成候間、何卒程」能取計仕度心配仕候、前文之通
御手続之御方々へ御内」々被仰入、右之書板行に相成
不申候様、御差留可被下」候ハ、土地一同御厚意忝感
戴可仕候、故先生より数年来」御懇意ニ仕何事も無御
□意被仰下候間、是よりも御面働」之義を御願申上候、

此段内願之通御取計被下候ハ、」神慮も御快然土地一
同之大幸と奉存候、以上」

十二月

足代權太夫」

塙次郎様」

別啓」

外宮者家数五千軒余有之、内宮者家数六七百軒」に御
座候、右に准し諸国旦那家も外宮にらへ候得者」内宮者
三分一に御座候、夫故内宮昔より外宮」方之旦那家を奪
取候工夫のミ仕、種々の書を諸国に配り」ちらし候所、
其度々御奉行所より御咎を蒙候故、近頃は」他国人二
かゝせ板行ニ致工夫仕申候、巫学談弊【一名俗ノ神道
大意】も」実は内宮方より手を入れ平田篤胤にかゝせ
候事と申」事ニ御座候、かやうの物板行致し外宮方旦那
家を被奪取」候事にてハ 外宮の御威光も薄く相成、
師職ハ数」代相伝之旦那を失ひ土地一同の衰微ニ御座
候、此段御」憐察可被下候」
今年者内宮蓬萊雅楽 柳宮御年頭ニ参り候と」承り候、
此内願之一条決して御咄被下間敷奉願候」
此度之義者内談之筋違ひ候故、正□隼人辻左京へハ」
咄し不申候、昨年懸御目候橋村土佐と内談仕候、土佐

と」申人ハ春木隼人女婿にて学問を好ミ至而篤実之」

人物二御座候、則書状も認もらひ申候」

巫学談弊ハ京都にて板二致シ大坂坐摩神職」桜鞠負と

申者世話致し売出し候と申風聞二御座候」

○平田著述玉たすきと申書板行致し申候、其内にも」

六之巻に外宮の事を論し候所御座候、願くハ此所も」

相除候やう御配慮被下度奉願候」

(7)「宝曆三年八月・寛政一〇年・文化元年六月付の文

書を略す」

宝曆三年京都御下知、寛政十年、文化元年御奉行」所御

達書ハ三条様へ差上候写之通、塙氏へも遣し候事、」仍略

之」

(8)「足代からの菓子料」

右書状足代権大夫殿より被遣候節、御菓子料左之通」入

用二付、広辻勘解由殿方にて并用致し取計候事」

三条大納言様江

金五百疋」

権大夫丹羽大学助殿へ

金三百疋」

増次郎殿へ

金五百疋」

林家内弟子

白井可一郎殿へ

金百疋」

都合金三両貳歩也」

(9)「足代宛丹羽大学返書」

嘉永五年壬子春」

三条大納言様諸大夫丹羽大学助殿より返書到来、」左之通」

如仰今以春寒難去御座候処、弥御安全奉賀候、然ハ」

旧冬者巫学談弊之一条被仰下、早速致披露候」処被仰

越候趣至極御尤之御儀被存候則 中山大」納言殿当時

神宮伝奏其上右企之社土方」中山殿之御執奏故逸々

御文之趣御直二御取調子」御頼被成候処、御心能御承

知、則先方へ御尋二相成候処、」甚恐入決而板行者勿

論、以来急度右様之義申顯」間敷旨申出候由二て此間

中山殿より右御返答御座候」間、御安堵可被成候、

扨右二付、旧冬者御金添献上被成」且小子へも同様御

送り被下毎事畏入候、将又枯木之」硯一面御差上候処、

御賞翫被成忝御持伝へ可被成、大慶」被存候、此間も

美濃紙御差上小子へも廉毛茶被送下」重々忝仕合御座

候、逸々巨細二御答可申上之処、明後」十七日関東へ

御参向御供二付要用而已、以代筆乍失」礼得貴意候、

尚歸京後寛々可申伺候、先者差急キ」如斯御座候、以上

二月十五日

足代権大夫様

丹羽大学助

(10) 「嘉永五年足代宛塙次郎返書」

塙次郎殿より返書到来左之通

平田篤胤著述之巫学談弊【一名／俗神道大意】と申書を開「板二いたし売出二も可相成哉之段御聞込二付、右者」外宮之御事を論し候書二而、御聞のかしにも被成兼「候段、檜垣御氏久志本御氏より御示談も御座候二付被仰」下候御趣共、至極御尤之御次第於私も御同意之儀二」御座候間、其筋へ内々申出候処、開板伺差出二成候共」決而開板御免許無之訳二密々取極相成候」

兼而書肆へ御下知と申事者相成兼書肆二而開「板仕候へ共かならず、伺之上ならてハ上木も不仕訳二」御座候、万々一不心得之書肆伺もなく上木仕候」得者板木も取上ケ二相成、書肆之株もつふれ候事二」御座候間、書肆之方者御懸念二及不申儀

二奉存候」

乍然不心得之人伺も無之、上木にても仕候ハ、其筋々」敵敷御取調二も可相成候間、上木之催御聞込坎、またハ「開板之書物御見受候事も御座候ハ、早速御沙汰」可被下候、早々其筋へ申立御吟味二も相成候様取計」方可有御座候、既二桜鞆負【浪花座摩／宮之祝部】と申者上木之」企御座候哉之よし風説二付、当正月初開板之催も」有之候而者、以之外之儀二付兼而此段差留置候趣書」状差出申候、右之趣檜垣久志本之御両家へ可然様」御通し可被下候、以上」

二月九日

塙次郎

足代権大夫様

(11) 『玉くしげ』開板一件について

昨冬中浪花人桜鞆負秘本玉くしげと申書を「活版二致、江戸へ持下り売捌二いたし度よしを申聞」候得共、右之書ハ世々政事を論し候書二付、出板二者」難相成、其上聖賢之道をかれ是申候書にて上」木、此節ハ六ヶ敷物二付、品二寄吟味にも可相成哉と奉」存候二付、私取扱二而、其筋へ伺差出、先々事しつかに」相済申候、右伺之

筋差図付札左之通り」

刷印不相成候、且稿本を以伺出可申処、刷板之」上

差出候儀不案内二者可有之候得共、如何之事」二候、

此上一部たりとも世上へ出不申様、堅相心得」可申事」

嘉永四年十二月十五日御下知」

右之通り下知ハ有之候へ共、伺已前二懇望之者へ」遣し候振二取扱密々者摺立置候分二三十部位ハ人二」譲り候而も不苦、乍然表向ハツト致し候而者不亘敷旨二極」内々はなし遣し、しかし新規摺立等ハ決而不相成、全ク摺」置候分之内を少々位者と申遣候事二御座候」

実ハ玉くしけ開板之儀次第二寄公辺より御沙汰にても」有之候へハ、容易二済かね御吟味二も可成処全ク私取扱」二而右之通り相済候事二而、桜鞆負者大仕合二御座候」

右玉くしけ、昨冬三四部内々譲受置候間、一部呈上仕候、御」収蔵可被下候、兎角二不心得之者有之、伺も不仕候而板」本物をこしらへ候を何分二も相済不申訳二御座候、無伺」開板仕候者、追々やかましく相成可申候」

忠宝〔塙次郎ナリ〕

〔奥書〕 右以伊予国祝祈仲間之引留書寫了

嘉永五年九月北川丹解石部〔花押〕